

「都市再生特別措置法施行規則の一部を改正する省令案」
に関するパブリックコメントの募集の結果について

平成21年3月30日

＜お問い合わせ先＞

国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課

03-5253-8411(内線：32534)

国土交通省では、平成21年2月15日から同年3月17日まで、「都市再生特別措置法施行規則の一部を改正する省令案」に関するパブリックコメントを実施し、その結果、これに対して1件のご意見をいただきました。

いただいたご意見の概要及びそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

なお、本パブリックコメントの結果等を踏まえ、平成21年3月25日に「都市再生特別措置法施行規則の一部を改正する省令」（平成21年国土交通省令第6号）を公布いたしました。

皆様方のご協力に深くお礼申し上げますとともに、今後とも都市再生の推進にご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○いただいたご意見の概要と国土交通省の考え方

ご意見の概要	国土交通省の考え方
追加支援を必要とするような計画にはそもそも問題があり、今回の都市再生特別措置法施行規則の一部を改正する省令案は不要である。	景気が急速に悪化し、企業の資金繰りが厳しくなっている中で、民間都市開発事業の立ち上げを下支えすることにより、都市再生・地域再生の円滑な推進を図るためには、民間都市開発推進機構による優良な民間都市開発事業への金融支援手法の追加が必要であると考えております。